令和5年度 第6回八幡平市農業委員会総会 議事録

令和5年9月25日開催 八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第6回八幡平市農業委員会総会議事録								
告示年月日	令和5年9月13日							
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり							
招集年月日	令和5年9月25日							
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール							
開閉会日時及び宣言	開会	令和5年9月25日 13時00分			議 長 立 柳	優		
	閉会	令和5年9月25日 13時29分			議長立柳	優		
応招(不応招) 委員及び出席 並びに欠席委員	議席番号	委員氏名	出欠席	議 席番 号	委員氏名	出欠席		
	1			1 1	中村一彦	•		
	2	田 村 昭 雄	•	1 2	竹 田 和 夫	0		
出 席 10名	3	阿 部 正 光	•	1 3	工藤嘉充	A		
欠 席 8名	4	菊 田 健 生	0	1 4	古 川 美枝子	A		
凡 例	5	熊 澤 威 人	0	1 5	向久保 勉	A		
▲欠席	6	小山田 和 義	0	1 6	山 本 範 夫	0		
△遅延	7	國 司 功	0	1 7	大 森 直 子	0		
● 退 席	8	松村勝彦	•	1 8	三 浦 美恵子	0		
× 不応招	9	吉 田 晃	0	1 9	立 柳 優	0		
	1 0	髙橋栄光	•					

議事録署名委員	議席番号 16番	山本筆	色 夫	議席番号 17番	大 森 直 子	
	職	名	氏 名			
	事務局長補佐 兼農業振興係長		立花浩			
	農地調整係長		佐々木 和 査			
八幡平市農業委員会会議	農地調整係主事		恩 賀 ひとみ			
規則第14条第1項の規定により説明のため出席	農地調整係主事			髙橋	彩斗	
した者の職・氏名						
議 事 次 第	別紙のとおり					
附議事件	別紙、議事次第に同じ					
会議の経過	別紙のとおり					

1 開会(13時00分)

事務局(立花事務局長補佐)

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」 (礼)

(全員着席)

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号2番 田村昭雄 委員、3番 阿部正光 委員、8番 松村勝彦 委員、10番 髙橋栄光 委員、11番 中村一彦 委員、13番 工藤嘉充 委員、14番 古川美枝子 委員、15番 向久保勉 委員、それぞれ所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は18名中10名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。 会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長 (立柳会長)

ただ今から、令和5年度八幡平市農業委員会第6回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18 名中 10 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長 (立柳会長)

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(立柳会長)

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、16 番 山本範夫 委員、17 番 大森直子 委員を指名します。

3 報告

議長(立柳会長)

次に、事務局から第6回運営委員会報告を行います。

事務局(立花事務局長補佐)

総会資料の3ページをご覧ください。

第6回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年9月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和5年度就農相談会(第2期)アドバイザーの派遣について

以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等について

協議を行った結果、10月10日午前9時00分に決定となりました。

2項目め。八幡平市表彰選考委員の選任について

内容について協議を行ったところ、5ページの中ほどに記載した通りとなり、今期の八幡平市表彰選考委員は三浦会長職務代理者となりました。任期は R5.10.1 から2年間を予定しております。3項目め。令和5年度岩手県農業委員会大会について

内容について協議を行ったところ、6ページの上側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で、事務局より説明を行う事としております。

4項目め。先進地視察研修について

内容について協議を行ったところ、同じページの下側に記載した通りとなりましたが、同じく本 日の農業委員会議の協議事項で、事務局より説明を行う事としております。

なお、関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

次のページの左上、5情報提供等となります。

竹田委員より質問が出され事務局が回答を行い、立柳会長より情報提供が行われました。

続いて事務局より情報提供を行いましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項で、事務局より説明を行い、農業委員の皆様よりご協議を頂く事としております。

その他の内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和5年度第5回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和5年9月25日 運営委員会 会長 立柳優。

以上となります。

議長(立柳会長)

ただ今の「第5回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(立柳会長)

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局(佐々木農地調整係長)

それでは、総会資料の8ページをご覧ください。

令和5年8月25日から令和5年9月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧6番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお 目通しいただければと思います。 次に、かた括弧7番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は9月14日の木曜日でございまして、9件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の11番委員中村一彦委員、農業委員の12番委員竹田和夫委員、推進委員の 西根南地区の6番委員工藤彰委員、推進委員の西根北地区の5番委員髙橋末治委員、推進委員の松尾地区 の6番委員髙橋光廣委員の5名でございます。

また、事務局からは髙橋主事と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和5年8月21日から令和5年9月20日までの間で、あっせんの申出は5件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長 (立柳会長)

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

5番委員 (熊澤委員)

はい。

議長 (立柳会長)

はい、熊澤委員。

5番委員 (熊澤委員)

あっせんの申出状況ですが、1筆だけでも農地の地番を表記できないのでしょうか?

事務局 (佐々木農地調整係長)

事務局内で協議し、来月の総会で回答します。

議長(立柳会長)

ほかに質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は 挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いします。また、 個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長 (立柳会長)

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』議長(立柳会長)

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (恩賀主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は3件です。

申請番号1:大更第25地割29-9、畑、271㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号2:大更第43地割157-1、田、1,170 ㎡を含む3筆2,976㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稲を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号3:松尾第3地割333、田、1,407 ㎡を含む4筆7,652 ㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで 譲渡人が賃貸借契約していた農業者が自己保全管理及び牧草を作付しており、権利取得後は水稲と野菜を作付予定です。

申請筆別明細は議案下のとおりです。併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載して おりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 12 番 竹田和夫 委員にお願いします。

12番(竹田和夫委員)

12番 竹田和夫です。

申請番号1番ですが、位置は、八幡平市立病院から東へ約 200m の地点です。現況は、保全されていました。

申請番号2番ですが、位置は、JR 東大更駅から北へ約 1.8km 以内の地点です。現況は、水稲が作付されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、JR 松尾八幡平駅を中心に 700m 以内に点在しています。現況は、保全または牧草が作付されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長(立柳会長)

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長(立柳会長)

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。 事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の4ページをお開きください。今月の申請は4件になります。

関係資料 2ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。申請番号 1: 荒木田第 14 地割 16-1、田、3,889 ㎡を含む 8 筆、21,309 ㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号2番と3番ですが、関連がありますので一括して説明いたします。

申請番号2:松尾第5地割289-1、畑、2,410㎡です。

申請番号 3: 松尾第 5 地割 354、田、755 ㎡を含む 2 筆、2, 211 ㎡です。現況は、木が生い茂り山林化しており、また一部は雑種地化しておりました。

申請番号4:瀬ノ沢69、畑、2,494㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 12 番 竹田和夫 委員にお願いします。

12番(竹田和夫委員)

12番の竹田和夫です。

申請番号1番ですが、位置は寺田小学校から北西へ約3.5km以内に点在しております。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は昭和43年頃から、立地条件が悪く、耕作できずに放置していたとのことでした。

申請番号2番と3番ですが、関連がありますので一括して説明します。位置は松尾八幡平 I.C から北東へ約 1.7k m以内に点在しております。現況は、木が生い茂り山林化しており、また一部は雑種地化しておりました。申請地は平成 15 年頃から、立地条件が悪く、耕作できずに放置していたとのことでした。

申請番号 4 番ですが、位置は JR 田山駅からから北西へ約 $3.9 \, \mathrm{km}$ の地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は昭和 63 年頃から、立地条件が悪く、耕作できずに放置していたとのことでした。

いずれの農地も非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長 (立柳会長)

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。 質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、 証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』

議長(立柳会長)

次に、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案 理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (恩賀主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをご覧ください。

今月の申請は23件で、全件新規の申請です。賃貸借権設定は5件ですべて中間管理機構を通した申請です。使用貸借権設定は12件、そのうち9件は中間管理機構を通した申請です。所有権移転は6件、そのうち5件は中間管理機構を通した申請です。

まずは、使用貸借権設定です。

申請番号1番~3番は 西根北地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号4番は 西根南地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構を活用した賃貸借権設定です。

申請番号5番~9番は 西根北地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構を活用した使用貸借権設定です。

申請番号10番~11番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号12番~18番は 西根北地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号19番~22番は 西根北地区に係る申請です。

申請番号23番は 松尾地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の12ページ以降に掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(立柳会長)

以上で、説明が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(立柳会長)

よって、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局(恩賀主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の22ページをご覧ください。今月の案件は1件です。

申請番号1番は、令和4年5月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用集積計画により 貸し付けられた農地です。今回申請は、権利設定人の変更に伴う促進計画案の作成です。計画内容については、現行のとおりの再配分となります。要するに、耕作者が畠山喜久雄さんから畠山新伍さんに変わることによる計画案の作成です。

本申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。

これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会(13時29分)

議長 (立柳会長)

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議 いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第6回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。 ご協力ありがとうございました。

事務局(立花事務局長補佐)

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年10月25日

会	長			
16番	委員			
17番	委員			

令和5年度

第6回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年9月25日(月)午後1時00分~場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
- (1) 第6回運営委員会報告
- (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会